

## 令和4年度第2回府中市障害者計画推進協議会会議録

日 時：令和4年9月29日（木）午前10時

場 所：府中市役所北庁舎3階 第1・2会議室 / Web 会議

出席者：（敬称略）

<委員>

曾根直樹、高橋美佳、長崎昌尚、永井雅之、西脇京子、北條正志  
渡辺里江子、堀内省剛、吉田真介、林比典子、中嶋佳代、藤間利明

（以下オンライン）

岡本直樹

<事務局>

福祉保健部長、障害者福祉課長、障害者福祉課長補佐兼生活係長  
地域福祉推進課長、地域福祉推進課長補佐、障害者福祉課給付係長、  
障害者福祉課主査（3名）、障害者福祉課事務職員（3名）

傍聴者：あり（1名）

議 事：

1. 前回の会議録について 【資料1、1 - 2】
2. 府中市障害者計画、障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）の進行管理について 【資料2、3】
3. 計画策定に係るアンケート調査について（前回計画策定分） 【資料4、4 - 2】
4. その他

資 料：

【事前配布資料】

- 資料1 令和3年度第3回府中市障害者計画推進協議会会議録（修正版）  
資料1 - 2 令和4年度第1回府中市障害者計画推進協議会会議録（案）  
資料2 府中市障害者計画の進行管理表（修正版）  
資料3 障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）の進行管理表  
（修正版）  
資料4 障害者福祉団体調査票（前回計画策定分）  
資料4 - 2 障害福祉サービス事業所調査票（前回計画策定分）  
参考資料 第1回質問集

【当日配付資料】

次第

席次表

資料 1 - 2 令和 4 年度第 1 回府中市障害者計画推進協議会会議録（案）（修正  
版）

## 議事

### 事務局

皆様おはようございます。本日はお忙しい中ご出席を賜り誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今より令和4年度第2回府中市障害者計画推進協議会を開会いたします。本日司会を務めさせていただきます府中市障害者福祉課課長補佐の古田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。本日は新型コロナウイルス感染防止対策としてオンラインと併用で開催いたしますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。本日委員18名中13名にご出席いただいております。本協議会規則第4条第2項に規定する定足数を満たし、会議が有効に成立しております。なお藤原委員、吉井委員、深井委員、大東委員、山口委員よりご欠席とのご連絡をいただいております。本日の会議は概ね2時間程度を予定しております。皆様ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。まずお手元の資料を確認させていただきます。事前に皆様に送付しております資料は、資料1「令和3年度第3回府中市障害者計画推進協議会会議録(修正版)」、資料1-2「令和4年度第1回府中市障害者計画推進協議会会議録(案)」、資料2「府中市障害者計画の進行管理表(修正版)」、資料3「障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)の進行管理表(修正版)」、資料4「障害者福祉団体調査票(前回計画策定分)」、資料4-2「障害福祉サービス事業所調査票(前回計画策定分)」、参考資料「第1回質問集」、その他、本日机上去用意いたしました資料は本会議の「次第」「席次表」及び資料1-2の修正版となります。ここまで資料過不足等ございましたら挙手にてお知らせください。また障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画の冊子(青色)をお持ちでない方にはお貸しいたしますので、挙手にてお知らせください。よろしいでしょうか。それでは議事に入りますが、本日は傍聴希望の方がいらっしゃいます。ここからの進行は曾根会長にお願いいたします。

### 会長

皆さん、よろしくお願いいたします。会議前に委員とお話させてもらったのですが、委員は8月23日、24日にジュネーブで開かれた国連の障害者権利委員会の対日審査に行かれたのですよね。インターネットで中継されてご覧になった方も中にはいらっしゃるかもしれないですが、今回私達が検討している障害者計画と障害福祉計画を全部集計していったものが、国の日本の政府報告書という形で国連の障害者権利委員会に提出されるというこういう流れにもなっていますので、委員にはジュネーブに行かれた得難い経験をされたと思いますので、そういったものを府中市の計画にフィードバックしていただきたいと思っておりますし、私達もそういった国際条約に

繋がっている取り組みの会議だというふうに認識を新たにして、今後検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。では傍聴の方がいらっしゃるということなので会議の公開に関する規則に従いまして、傍聴の許可をしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。では傍聴の方にご入室していただいでください。関心を持って傍聴して下さってありがとうございます。では議事に入らせていただきたいと思っております。

## 1. 前回の会議録について

会長

前回の会議録について事務局からご説明お願いいたします。

事務局

事前配布資料でお配りしました資料1「令和3年度第3回の会議録について」ですが、前回会議で修正依頼のあったものについて修正版を配布しております。該当箇所は16ページの真ん中あたり、委員発言箇所と24ページの上部、会長発言箇所を下線部を引いております。こちらの方は公開を進めておりますので念のためのご確認ということで配布しております。よろしくお願いいたします。

会長

今のご説明で令和3年度というお話でしたけれども、令和4年度ですね。

事務局

資料1は令和3年度第3回、最後の部分のものになります。

会長

わかりました。失礼しました。

事務局

次の資料1 - 2が令和4年度第1回前回の会議録(案)となります。こちらの方は当日資料でお配りしました通り、修正の依頼がありましたのでそちらをお配りしております。修正箇所は下線部を引かせていただいております。該当ページは12ページ、13ページ、19ページ、37ページから38ページにかけての委員の発言箇所を修正しております。ご承認いただきましたら所定の手続きの上、会議録の公開を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

会長

ありがとうございました。最初の資料は再々修正ということですね。前回の第1回の会議録の修正についてご確認いただきまして更にご意見がありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。事前にご覧いただいて修正意見が反映されていますので。反映のところ委員、大丈夫ですか。

委員

ありがとうございます。

会長

他の委員の方も大丈夫でしょうか。

(発言者なし)

会長

修正意見なしということで公開の手続きに入っていただきたいと思います。

## 2. 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)の進行管理について

会長

続いて議題の2番「府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)の進行管理について」のご説明を一括でお願いしたいと思います。30分程度ということですのでよろしくお願いいたします。

事務局

それでは資料2、資料3について説明させていただきます。こちらは前回の会議でご意見がありました事業で、記載修正及び評価が変更等になった事業について資料2及び3「府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)の進行管理表(修正版)」として作成しております。事前配布しました第1回の質問集、参考資料のところですね。こちら前回の会議で質問がありました内容についてまとめております。こちらの説明ですが、事業番号のところ○で囲われているものが資料2、資料3で修正版として作成したものをお配りしております。それでは、資料に沿って順番に説明させていただきます。前回会議中に了承していただいた部分については割愛させていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは質

問集と事前配布しました修正した資料を見比べつつ、見ていただければと思います。まず障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画の評価の取り扱いについて説明させていただきます。前回会議で各計画に対する評価方法について議論がありましたが事務局で検討した結果、障害者計画6年計画の方ですが、こちら元々事業自体が市主導の者ではなくて実施自体がなかったものについては、マイナス表記としておりましたがこちら障害者計画についてマイナス表記は廃止といたしまして、実績が出なかったものについては三段階評価の×、未実施のところとすることとなりました。次に障害福祉計画、障害児福祉計画ですが、こちらは計画値に対するサービス量等の計算となるため評価基準に新たにマイナス表記を加え、計画値が0の事業に対しては評価が出来ないためマイナス表記とすることとしましたので、ご了承いただければと思います。こちらの福祉計画の資料を事前資料としてお配りしているのですが、評価方法というところ、右上に赤字で追記しておりますのでお配りしております。それでは事業の内容について説明を進めたいと思います。お配りしました事業番号が2番「障害者軽スポーツ大会」こちらは令和3年度の検討状況を記載してほしいというご要望がありまして、今回備考欄に記載させていただいております。次の事業番号が3番と4番、両面になるのですが、実施内容のところが見切れてしまったところがありましたので、全体が反映するように修正しております。内容に関しては特に修正はしておりません。次に事業番号19番「自主グループ活動への支援」こちらの評価、 の理由はというところだったのですが、事務局の方で担当に確認いたしまして実施内容としては活動周知を支援しているというところで、実績に評価を当て直して という評価に直しております。次に事業番号が20番「当事者団体・家族会の活動への支援、協働」というところで、修正はないので特に赤字は入れていないのですけれども、質問で「 コロナ感染に関する協力」というところがコロナ感染防止に関する協力ではないかというご質問があったのですが、こちらは団体への協力依頼をしているところで特に評価の変更もありません。評価としては補助金を活動への支援としている部分を評価して としています。こちらは ではなく ではないかというご意見があったのですが、ここの活動の支援としているところを評価して変更はしておりません。ご説明に留めたいと思います。次の事業番号が24番「サービス提供に携わる人材の確保に向けた協働による方策の検討」こちら評価が の理由はというところだったのですが、実績として出ているところで評価を当て直し を と評価に変更しております。続いて事業番号が28番「移動・移送サービスの充実」の評価は というところで改善A c t欄に記入がなかったということで、記載をしてお配りしております。同様に次の32番「スポーツに親しむ機会の拡大」こちらもA c t欄に記入をというご要望がありましたので、記載しているのですが、申し訳ありません。 の指導員派遣のところを前回の時にしていない

ということでお示ししたと思うのですが、担当課に確認したところ実績があったということで今回記載させていただいております。それに付随して評価が×からに変更しておりますのでご了承ください。続いてすみません。資料のご用意がないのですが、事業番号が51番と52番のところなので、前回の資料をお持ちの方は見ていただければと思うのですが、「サービス等利用計画を作成する事業所の拡大」と「相談支援専門員の育成・確保」という2つの事業なのですが、どちらも評価がということではなぜなのかという理由を質問いただいたのですが、評価はこのままで変更なしということで、51番の事業所の拡大についてはセルフプランの利用者に対して希望する計画相談が行き届いていないという現状のところ、評価はのままになりまして、事業所の拡大については周知先を広げていくという予定となっております。52番もそのまま評価は変更せず理由としては、相談支援事業所への訪問等、助言指導が未実施の事業所があったということでの評価のままとしております。次に53番「委託相談支援事業所を中心とした生活支援」のところの評価理由はということで、評価がでも良いのではないかとというご意見もありまして検討したところ、地域課題を抽出して着手したばかりだったため当初と評価していたようですが、実績に評価を当て直しからに変更しております。続いて事業番号が62番「手話講習会（地域生活支援事業）」ですが、次の62と63、手話講習会と点字講習会の実施内容のところ当初予定人数を記載していたのですが、令和3年度は終了しているということで確定人数を修正して載せてあります。62番「手話講習会」ですが、一方の障害福祉計画では×になっていて評価はではなくではないかというご質問があったのですが、障害福祉計画は実績に対する評価になっているため合格者数が0人となった場合には、計画に対する評価は×として計画の性格上の違いということでご了承いただければと思います。次に事業番号が68番「訪問入浴サービス」こちらもAct欄に記載がなかったということで今回、記載してあります。次に事業番号77番「未利用都有地等の有効活用」というところで、先ほどご説明した評価方法のところなのですが当初マイナス表記としていたのですが、実施していないというところから評価を×と変更しております。続いて事業番号が82番「自動車運転免許取得・改造助成事業（地域生活支援事業）」のところで、評価はではなくてではないかというご意見と申請者がいなかったということ備考欄に記載してほしいということで、記載してお配りしております。次の89番「訪問支援」の実施なしの理由と制度の周知とはどのようなことをするのか、ご意見いただいたスマホ検索システムひまわりというものと連携してはどうかというご意見がありましたので、こちらで担当の方に確認させていただきました。については計画にあるように国や都には申請していないというところは変わらないのですが、その他にその看護サービスを提供する訪問看護の充実

に向けて、実施状況を注視したというところを加えさせていただいております。のところなのですが、ひまわりというものを使ってみてはというところで、実際にどういったシステムかこちらの方も勉強させていただきまして、訪問支援とうまく連携が取れるのかというところを確認したところ、訪問支援というものが関係機関で連携し合っている事業のため、利用者と個人との連携は難しいというご意見をいただいております。主にその支援者からの依頼を受けるもので一時的なケアであるということで、支援者への周知には務めさせていただきたいというところになっております。次に109番「避難行動要支援者支援体制の整備」ですが、内容が高齢者と介護で障害の内容が入っていないのではないかなというご意見がありまして、こちらの方で実施内容を少し修正させていただきました。こちらに関しては次の事業番号110番の「福祉避難所の確保と在り方の検討」という事業があるのですけれども、障害者福祉課としてはなくこの110番に主に内容があるところになりますので、今回重複事業として改めて入れさせていただいております。事業番号109番に110番の内容を入れ込ませていただいて重複ということでお示しております。こちら質問の中で名簿に関してなのですが高齢者と障害者と分けてはいないということで、それぞれに人数をカウントするのは難しいということで聞いております。では次に116番「特別支援教育の充実」については評価が ではなくて ではないかというところで、開催回数は0回ですが、別途個別相談会を実施したということで評価は変更せずに、相談会を実施した旨を備考欄に記載しております。次の事業番号117番「通学時等の支援の検討」は事業計画のNo.132に重複ということを書いてありまして、ここが正しいのかどうかということなのですがそちらは大変申し訳ありません。重複のところは取り消し線を引かせていただいています、 の事業に対しての実績がありましたので実施内容の方に記載をさせていただいております。次に事業番号が122番「関係機関の連携による障害の早期対応」の改善欄、Act欄に記入をということで記載させていただいております。次に125番「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」ですが、東京都の方から研修の修了者は所属する事業所を公表しているということでご意見いただきまして、確認いたしました。ただ、資格はありますが配置にまでは至っていないということで評価は変更せずにxのままの評価になっております。ただその研修を修了した人数という実績がありますので、備考欄に研修修了者の人数を記載させていただいております。次に事業番号130番「保育所等訪問支援」は周知をしてほしいというご意見がありましたので、備考欄に記載をさせていただいております。ここまでが障害者計画の部分に対する修正部分になります。このまま説明を続けさせていただきます。次に重点施策のところなのですが表の2番のところ「各機関の連携の一層強化」というところで評価が難しいということで



斜線を前回は引かせていただいたのですが、指標目標値を設定出来ないかというご意見がありましたので、指標を定めさせていただいてお示ししております。では続いて障害福祉計画、障害児福祉計画サービス量の修正になります。先ほどもご案内した通り、右上のところ計画値0の場合はマイナスという評価を加えさせていただいております。サービス量の実績についてですが障害福祉計画・障害児福祉計画というのが障害者計画のどの事業に該当するのですかというご質問があったのですが、回答としては障害者計画というものが障害者基本法に基づいて都道府県市町村が策定するものであり、市の最上位計画になります総合計画を達成するための計画でもあります。障害福祉計画・障害児福祉計画というものが障害者総合支援法及び児童福祉法に基づいて、国や東京都からのサービス量に対する指針があります。各計画に似通ったものがあるので対応するところもあるのですが、そもそもその計画の根拠法が違うということで必ずしも同じ事業が示されているというところではないということをご理解いただければと思います。障害福祉計画・障害児福祉計画の修正部分としては、障害児福祉計画9ページの(3)のところです。申し訳ありません。数値の修正が入りまして計画値は0なので評価としてはマイナスというところは変わらないのですが、実績の数字が前回と変わっておりますので修正させていただいております。数値の詳細を備考欄に記載できないかというご質問がありまして、対象者の方の利用日数を備考欄のところに書かせていただいております。その一番下の(7)「医療的ケア児支援のコーディネーター配置」ですが、先ほどご説明した障害者計画と同様に評価は変更せず、備考欄のところに研修修了者の人数を示しております。こちらからの説明は以上となります。

会長

ありがとうございます。一応前回出された意見に対する修正ということで事務局からご報告いただきました。これについて3つの計画ですが、ご質問ご意見がありましたらどこからでも結構ですのでご発言いただけたらと思います。委員、どうぞ。

委員

今回、担当部署に再確認していただいて評価を適切に変更していただきましてありがとうございます。1問ずつ教えていただきたいのですが、障害者計画及び福祉計画・障害児福祉計画については令和3年度から、一方で第7次総合計画については令和4年度からということですが、今後、第7次総合計画の施策内容が障害者計画等の3計画の施策及び事業に反映されると理解すればよいのか、現状の考えを教えてくださいませんか。

会長

事務局からよろしいでしょうか。

委員

質問の仕方が悪いですか。

事務局

第7次総合計画の施策の内容が今の障害者計画や障害福祉計画に反映されているかどうかということによろしいですか。こちらにつきましては障害者計画の方が、策定年度が1年度前になりますので、この段階で第7次総合計画の内容が必ずしも反映されているわけではございませんので、今後次期計画を策定するに当たって第7次総合計画の内容も加味した上で策定していくようになりますので、今の障害者計画の中については第7次総合計画の内容がイコールで反映されているわけではございません。

委員

私なりに第6次総合計画と第7次総合計画を比べたときに、基本施策の「障害者サービスの充実」には4項目の施策があって同じ内容です。前回の配付資料である進行管理一覧表(資料2)の中で、グリーンで示して「新規」という事業名があったと思うのですが、この部分が第7次総合計画を踏まえて追加されたかと思っていました。今後も第7次総合計画を踏まえて、必要な事業を微調整するなり追加されるのかなと思っていました。今の事務局の発言だと障害計画等は次期計画にならないと第7次総合計画の施策を反映しないというのは、如何なものなのかということを感じました。

事務局

第7次を策定する前に令和3年度に定められている障害福祉計画に第7次総合計画の内容を加味しましたということは、市としては言えないので策定前のものをここに反映したということと言えないというところがありますので、そこは策定年次のところで未来のものを反映したということと言えないというところがございます。

委員

そういう観点で質問しているのではなくて、今我々が進捗管理をやっていますよね。その項目の中については第7次総合計画を踏まえて事業としては含まれていまずよねということだと思う。それはなぜかということ総合計画は上位計画ですよね。

ですから上位計画を踏まえた会の規定なので開始年度が違うとはいえ上位の総合計画を踏まえて事業をやっていかれると、たまたま6次と7次総合計画について障害者福祉については全く4項目一緒なのですね。施策としてはそういう意味で修正も少ないので、事業の項目とかその辺の微調整で進めていると思ったので、ご質問しました。

会長

ご質問の趣旨はわかるのですが、多分概念的なことなのかなと私はそう思いまして、要するに事務局の説明は視点を考えると第7次計画の方が後に出来ているから、先に出来たこちらの障害関係の計画を第7次に反映させているというふうには、理屈としては言えないという説明だったと思うのですよね。委員のご質問はでもそうは言っちゃって市政なのだから、第7次の計画が当然ながら障害福祉施策もそこにこう第7次計画のことをちゃんと考慮して進めているというふうにはなるのですよねという概念のお話ということによろしいですね。

委員

概念ではなくて、実際に事業としての項目とか進め方というのも第7次総合計画を意識して進めていかないと、何のための総合計画なのかということだと思います。上位の総合計画を意識しながら、各論でこの障害者計画等があるのだと思います。確かに作成した時期は事務局のご説明のとおり前後しますけれどもそれはそれとして、第7次総合計画を踏まえて運営していく必要があると思います。最終的に障害計画等の評価は、総合計画の施策についても達成されているのかどうかだと思いますので、やはり意識されており、実質的には進められているのかなと思って、事実関係を確認したくてご質問させていただきました。

会長

何かご意見あればお願いします。

事務局

まず総合計画は市の核となる計画になるわけですが、市で行っている障害者の計画に関してはもう一つ国の方で示す計画とか、都の計画とかというところの関連性も持たせなければいけないところがあって、必ず沿った形の部分もあればその時期的な部分もあってずれてしまうようなところもあるのですけれども、紐付けとして両方あるところから時期的な部分でずれてしまうようなところはあるのですけれども、関連性は持たせるような形で計画を進めているところもありますのでご承知い

ただければと思っております。以上です。

会長

第6次と第7次で障害福祉については同じ目標になっているというお話でしたよね。そうすると第6次の目標については当然ながら要するに先に出来ているわけだから、この障害福祉計画に反映されているということは理屈としてはいえると、でも総合計画は非常に大きな計画ですからそこで目標になっているものというのも、個別具体的というよりも理念的なことなのではないかと私は想像するのですけれども、ただそこは当然ながら関連を持ってこの計画が出来ているということは概念としては言えるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

委員

私自身は第7次総合計画を策定する時も担当部署が参加されていると思うので、課長の方からもありましたが国があって、都があってということも確かにあると思いますが、そういうことも踏まえて担当課として第7次総合計画を作る時にメンバーとして参画しているので、第7次総合計画にそれらを踏まえた必要なものが反映していないと本来はおかしい話なので、そういう意味で質問しました。

会長

私もそちらの流れではないかと思っていて、市の計画があってこれがあるというよりも個別の計画を市の総合計画に反映させていくというそういう順番ではないかと思って、質問をお聞きしていたのですが、

委員

そのような努力は担当課でされて、第7次総合計画を作られていると思うので、担当課としてはそういう努力をしていないというのであればいかなものかと思った次第です。

会長

事務局の方でご回答はありますか。

事務局

必ずしもそうではなくて、先ほども紐づけさせていただいているというところがあるのですが、あとはプラス時期的な部分でのズレというようなところも出てくることはありますが、総合計画は市の核となるものですが、それぞれの計画で紐づけ

されるような計画を進めているというところでご理解いただければと思います。

会長

はい。委員、よろしいでしょうか。この話はこれ以上議論しても生産的な感じがしないので、当然ながら全く反映されていないということはないはずなので、きちんと反映しつつ進めていただけたらと思います。他にいかがでしょうか。はい。委員、どうぞ。

委員

ただ今のご説明ありがとうございました。2点質問させていただきたいのですが、121番の「民生委員・児童委員、保育士等との協力による障害の早期把握」で実施内容に「養育困難家庭等に関する検討会及び研修参加を継続し、障害の早期把握や原因となる疾病の予防に関する理解を深めた」とあるのですが、検討会は何回くらい行ったかという実績を教えてくださいということと109番の「避難行動要支援者支援体制の整備」で医療ケア児のような方への支援体制のところになりますが、福祉避難所については保健師を配置することになっている、電源確保については発電機を置いているが医療用専用ではなく避難所の運営を含めた発電機のため、その際の状況によって判断するというようなことですが、医療的ケアが必要なお子さんというのは現在府中市内でどのくらいいらっしゃるのかということがわかりましたらお願いいたします。何か災害があった時に去年も質問させていただいたのですが、その時に障害者福祉課の方からちょうど検討しているところなのでという回答だったのですが、1年経ってもまだこれから検討するという段階なのでしょうか。いつから医療的ケア児に対する対策というのは用意されているのかということを知りたいと思います。以上です。

会長

1つは医療的ケア児の人数ともう1つが医療的ケア児に対する避難対策の進捗状況ということでよろしいでしょうか。

委員

1点目は養育困難家庭等に関する検討会の回数です。

会長

それも含めて事務局で何か回答出来ることがあればお願いします。

事務局

府中市の医療的ケア児の人数ですが、令和3年時点で把握している人数は61名となっております。

会長

計画の中に掲載されているのでしょうか。

事務局

順番が前後しますが、養育困難家庭の検討会の件数ですが、子ども家庭支援課の方で行っている事業で、把握は出来ていないので、改めて回答したいと思いますのでご承知いただければと思います。

会長

はい。

事務局

医療的ケア児の避難行動の関係ですが、事業的には防災の方でとりまとめて行っていますが、防災の話の中では医療的ケア児に関しての電源の確保については専用ということではなく、一次避難所とか、二次避難所、福祉的な避難所というのは二次避難所になりますが、二次避難所に関しては比較的福祉的要素が高くなってるので、そこでの対応としては専用の使えるのではないかというふうに思っておりますが、その辺に関しても防災危機管理課に改めて確認させていただいて、回答させていただきたいと思っておりますが、現状としましてはそういった認識をさせていただいております。

委員

ありがとうございました。61名いらっしゃるということは大変な数だと思いますがその方達が、災害が起こった時にあちこちの避難所に入られるので、医療的ケアは呼吸器などで電源が必要で、それがなければ生きていけないという方もいらっしゃるので、早めに対応を考えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。そういったことは防災課の担当になるのでしょうか。

事務局

そうです。それと61名の中には必ずしも電源が必要な方が含まれているわけではなくて、医療的行為として電源を使わないものもありますので、61名全員が電

源を必要とする人数ではなく、だいぶ減るとは思いますが、そういった人数になりますので、ご承知いただければと思います。

委員

ありがとうございます。

会長

はい。よろしいですか。個別避難計画を作るといことがないとなかなか避難出来ないとは思いますが、そこは例えば自立支援協議会で取り組んでいる自治体もあります。本市の自立支援協議会でそういった避難の時の個別避難計画の策定に向けて、取り組みをしているというようなことはありますでしょうか。自立支援協議会の代表の方はいらっしゃいますか。

副会長

自立支援協議会で以前は避難所についての話をしましたが、個別の避難とかそういうことについてはまだ話し合われていないという感じです。

会長

そうですね。わかりました。避難計画そのものは防災課の方で進めると思いますが、必要な人に個別避難計画が立案されているかどうかという把握については、自立支援協議会の中でそういった人達に立てられているかどうか把握するとか、個別避難計画の策定を支援するような部会を作るなどのフォローアップも必要ではないかと思っておりますので、ご検討いただけると実効的になるのではないかと思います。

事務局

自立支援協議会の方で障害特性に応じた防災ハンドマップというものを作成いたしました。ここでどういった配慮が必要かとか、どんなケアが必要かということに記載しておけるものを今回作成いたしましたので、個別支援計画とは位置付けていませんが、そういったものを作成して必要時に活用していただけるようなものは作成させていただいております。

会長

わかりました。実際に災害が起こった時に電源が必要な人が家族だけで避難が出来るとは限らないのでハンドブックだけでは難しいと思うので、個別に誰がこういった時に支援に入るとか、どこに避難するかということを一一人具体的に決めて

いかなとおそらく災害時には対応が難しいのではないかと思いますので、そういった対応方法も含めて協議会の方で、積極的に取り組んでいただくと良いのではないかと思いますがいかがでしょうか。

副会長

ありがとうございます。電源が必要な方については保健所と協力して保健所の方に個別支援計画を作っていただいて、災害に備えたことは個々でやっていると思います。

会長

保健所が中心となって個別の避難計画を作っているので、61名の中で電源が必要な人については個別の避難計画が出来ているということによろしいでしょうか。

副会長

そうなっていると思います。

会長

そうすると今度は実績のところをそれを書き込んでいただくということになると思います。委員、よろしいでしょうか。計画は出来ているということですが、

委員

大きな災害が起こった時に支援体制がしっかり取れるような仕組みに出来るだけ早くしてほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

会長

ありがとうございました。計画の実効性に関するご意見でした。委員、お願いしません。

委員

今の委員の質問に関連してですが、同様に大人の呼吸器が必要な方や医療的ケアが必要な方のことも併せて検討していただきたいということが1つです。保健所が作成する個別支援計画と明確化していないと思いますが、サービス等利用計画とか、そういったところとの連携ということはどうかと思いますので、そういったところも検討していただければと思います。



会長

ありがとうございます。計画そのものが実効的かどうかを点検していくことが必要というご意見ということで受け止めてよろしいでしょうか。

委員

大丈夫です。

会長

ありがとうございます。先ほどの61名というのは障害児だけの数字ということですか、障害者は入っていない。なるほどわかりました。これは岡本委員がおっしゃるように障害者についても対応が必要だと思いますので、よろしくをお願いします。そこについても保健所が入って、避難計画を作っているのでしょうか。作っているということです。委員、障害者についても保健所が入って避難計画を作っているということでした。委員、お願いします。

委員

災害時の避難場所ということで医療的ケア児とか大人でも酸素吸入とか、おっしゃっているものが保健所の方で個別支援計画をされているということですが、精神障害者の方も避難する場合に障害に対応した避難場所を必要としておりまして、一般の避難場所だと人が苦手な方が多くて、そこに行くことが難しいということがありましてどうしても家から出たがらないとか、実際に周囲にいろいろな人がいると入れないというような障害特性がありますので、家族もその時にどうしたら良いかということをお慮している状況で、子供だけ置いて親だけが避難所に行くことは出来ないということで親も一緒に避難することが出来ない、親の高齢化も進んでおり早めに避難をしないといけないのですが、そういう子供と一緒にいると避難することが出来ないという現状がありますので、その部分についても保健所の方でやっているのでしょうか。個別の福祉避難所の確保のようなことを精神障害の方でもやっているのでしょうか。

会長

ご質問ということですが、お答え出来るようでしたら事務局にお願いいたします。

事務局

現時点で障害者福祉課の方で把握出来ているのは各避難所において要配慮者スペースということで、それぞれ分けて避難して避難所での生活ということになります

が、要配慮者スペースということになれば一般の方はいないというスペースになるので人数は多くはないが、他者との関わりが難しい方に関しての負担が少し軽減されるというふうに考えておりますので、そういったスペースの利用ということも出来ると考えております。

#### 委員

ありがとうございます。今のご回答ですが、要配慮者スペースについては防災ハンドマップに掲載されているということでしょうか。障害特性別にわかりやすくなっていて、ここが精神障害のような人と関わるのが難しいという方向けということがわかるような内容として出ているのでしょうか。

#### 事務局

防災ハンドブックに掲載されているかどうかは確認が取れないので改めて回答したいと思いますが、各避難所においてそういったスペースが確保されていると思いますので、基本的にはどこの避難所でも対応出来るかと思います。

#### 委員

ありがとうございます。非常に心強い内容でしたので家族会の会議で皆さんに報告させていただいて、実際に自分達が利用出来る避難所を確認してもらえようになりたいと思います。

#### 事務局

補足になりますが、10月に総合防災訓練がありますので是非参加をしていただいで、どういった状況かということをご掴んでいただけるとよろしいと思います。以上です。

#### 委員

それについても伝えたいと思います。ありがとうございます。

#### 会長

ありがとうございました。障害者計画の110番が「福祉避難所の確保と在り方の検討」となっておりまして、ここの2つ目のところに「障害者福祉団体等の協力のもと、各障害に対応した避難所の検討を行います」と記載されていますので、家族会の方にそういった検討の働きかけなどあったのでしょうか。

#### 委員

まだそれを家族会として推奨することは出来ていません。というのは我々で確認しながら出来るようになってから家族の方にお伝えすることになりますので、それを今回防災の件で取り組んでいきたいと思います。

#### 会長

ありがとうございました。ただこれについては府中市の防災担当が対応するのはわからないのですが、障害者団体に協力してもらって障害に対応した避難所の検討を行うということになっていきますので、障害者団体に対して何らかの働きかけをして障害特性に応じた避難所の確保を検討するという計画になっていると思いますので、これを今期のうちに進めていただきたいと思います。現状まだ働きかけが出来ていないということなのかと委員のご質問から感じましたが、それは進めているのでしょうか。はい。委員。

#### 委員

府中市の障害当事者団体の多くが参加している障害福祉を拓く会という会合を2006年頃から設けていまして、そちらから府中市の方に要請させていただいて防災危機管理課と障害者福祉課にも参加していただいて、そういった懇談の場は何回か設けさせていただいていて、現状の到達点でいうとおっしゃられたように避難をしようにも避難所のイメージがあるので、なかなか足が向かないという人がいるということも課題として挙がっていて、先ほど課長からお話があったようにまずは総合防災訓練等に障害当事者が参加をしていないので当事者の方もイメージが湧かない、どういうふうにしていけば良いかという人達もいきなり100点はないので、そこをどうやって気付きを得ていくかという意味で、まずは訓練に参加をしていこうということを10月の総合防災訓練を目標に障害福祉を拓く会の方でも、各参加団体に声かけをしているので、まずはそういった場に出て行ってこういうところを具体的に換えられないかということ拾い上げて、府中市の方と懇談や協議をさせていただければということは考えております。公式ということになるのかはわかりませんが、動きとしてはそういった機会は持っています。それから先ほどの話に戻りますが、医療的ケアが必要な成年期の方の人数が出るようでしたらお知らせいただきたいということ、保健所で個別避難計画を策定しているという話は呼吸器を使用している方だけだと思うので、同じ医療的ケアが必要な方でも呼吸器を使用していなければそこまでのものはないと思いますし、医療的ケアがないとしても避難することが困難ということで、重い障害の方などでいうと委員がおっしゃったようにサービス等利用計画と連動する形で個別避難計画を策定していくとか、保健所頼み

だとどうしても範囲が限られてきてしまうので、具体的に取り上げる方策を考えていかないと個別の避難計画はなかなか進まないのではないかというふうに感じています。以上です。

会長

ありがとうございました。まずは前半部分の検討というところにつきまして事務局から何かご発言があればさっき手を挙げていらっしゃいましたので、お願いいたします。

事務局

先ほどの障害者団体協力のもと、障害に対応した避難所ということでございますがまだ進めているところですが、各事業所と協定を結んで災害発生時にどこまでご協力をお願い出来るかというところは進めておりまして、災害時に障害のある方の安否確認、水害時ははけ上の方まで移動していただく支援、一時的な避難場所として活用出来るかどうかというところを各事業所と個別にはなりますが、協議を進めているところでございます。

会長

ありがとうございました。それは上の障害福祉サービス事業所等との連携で、先ほどの委員のお話は下の障害者関係団体と懇談会を持って進めているということですよ。それからご質問で医療的ケアが必要な成人の方の人数がわかればということですが、これについてもわかりましたらお願いいたします。

事務局

今は持ち合わせておりませんので、お答えすることが出来ません。

会長

あともう1つは相談支援事業所が作成する個別支援計画との連動が必要ではないかということですが、私が関わっている自治体でも自立支援協議会で相談支援部会というのがあって、その中で個別支援計画と災害時の個別避難計画を連動させていくという取り組みをやっているところもあるので、その辺については自立支援協議会の方の取り組みで相談支援部会というようなものがあって、そういった議論があるかないかということがおわかりになれば教えていただきたいということですが、いかがでしょうか。

#### 事務局

自立支援協議会の方では昨年度は防災ハンドブックを作成し、今年度はそれについての使い方の説明を計画相談連絡会でさせていただいています。今後は自立支援協議会では今は別の話を調整しているところになっておりますが、計画相談連絡会の方では計画相談事業所が直接集まる場になりますので、そちらとも連携しながら個別支援計画と防災の個別避難計画をリンクして立てていけるようにしていければと思います。

#### 会長

ありがとうございました。きめ細かい取り組みがないとなかなか進まないものだと思いますので、是非計画相談連絡会で取り組んでいただけるようにご検討お願いいたします。よろしいでしょうか。委員、どうぞ。

#### 委員

今の件について情報提供という形になりますが、都立の特別支援学校は各自治体と協定を結んで、福祉避難所になっているというところがほとんどだと思います。府中けやきの森学園も協定を結んでおります。先ほど医療的ケア児の受け入れについて、電源が心配であるとか様々な危惧があるという話でしたが、本校で対応出来る地域の医療的ケア児については当然学校でも実施していますので、必要な物品についてはありますし、災害時に備えて東京都が非常電源の確保をしております。電源が必要な医療的ケアの器具については一定期間稼働出来るというような体制が整っています。ただし一方で福祉避難所は二次避難所になりますので、府中市の方で避難所を開設してくださいという話があった時に府中市の仕切りで一次避難所等から避難してくることになると思いますが、その時にこういった支援が必要なのか例えば成人の方で医療的ケアが必要でなおかつその内容が、電源が必要なものや高度なものであるというような状況があった場合には、これは在学中の児童や生徒用のものがそのまま使用出来ないことも想定されますので、当然所管の防災危機管理課の方で考えていただくということになるとは思いますが、こういったニーズがあってどういう割り振りになっていて、こういった方が避難してくるのでこういった物品が必要であるとか、あるいは電源の確保についても必要であるということについては計画をしていただいて、府中市の方で手当てをしていただくということが必要ではないかと考えております。以上です。

#### 会長

ありがとうございました。現実的には一次避難所に行って次に二次避難所に行っ

てということは無理なので、そういった人がダイレクトに電源があるところに行けるかということを検討するのが、個別避難計画になってくると思います。きめ細かく決めていかないと現実離れしたものになってしまうので、そこを考えていく必要があると感じたのと電源がある場所までどうやって行くかというアクセス手段がないと行かれないので、特に特別支援学校というのは校区が広いので、普段はバスで送迎しているところに災害の時に行くということもなかなか難しい場合もあるので、個別にかなりきめ細かく決めていく必要があるというふうに感じました。ありがとうございました。委員。

#### 委員

今の話にも関連することですが、障害者権利条約の9月9日に出されている統括所見の中に11条の1番「危険な状況及び人道的緊急事態」というところに防災のことが書かれていて、防災基本法を改善していくべきというふうな意見があって、合理的配慮の不備がないようにということが出ているので、一般の避難所であっても合理的配慮を受けられるようにしていくということと全ての障害者とその家族が利用しやすい、情報を的確に取れるというふうなことが大事だと出てきていますので、そういったことを踏まえてプラスしないといけない部分もあるのですが、府中市でも検討していけると良いと思います。

#### 会長

ありがとうございました。総括所見にあるようにきめ細かく決めていかないとという時に守れないということになってしまわないように準備出来ればと思います。公的なところだけが電源持っているわけではないので、その方の住んでいる近くの商店や工場などにそういったところはないかということや、現実的にそこに避難出来るというような方策を検討していかないと難しいということを他の自治体を見ても感じますので、国の法改正を待たずに実際の現場で取り組めることは取り組んでいければ良いのではないかと思います。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。前は時間をオーバーしてしまって申し訳なかったとっていたのですが、今日は時間がだいぶショートになっています。私は内閣府の障害者政策委員会の委員もやらせていただいているのですが、ちょうど国も障害者基本計画の改定の議論を進めていまして、障害者基本計画の市町村版が府中市障害者計画になるのですが、法律が網羅的に取り上げられていて、例えばバリアフリーの関係の法律、情報アクセシビリティ法とか、細かいいろいろな法律が出来てきているということで障害者芸術文化推進法など、それに対してどう取り組むかということが国の障害者基本計画にはかなり入念に書かれているのですが、府中市の障害者計画では市の計

画なので必ずしも法律ということではないと思いますが、国の法律から行わなくてはいけないことや行った方が良くということというもおそらく市町村レベルであるのではないかと感じまして、次の計画ではそこを意識した計画に見直していくとどうかと思ったのですがいかがでしょうか。次期の計画になってしまうので今日は早いかもしれませんが、ご意見があまり出ていないようなので今日で結論を出す話ではなくて投げかけといいますか、府中市の取り組みに対してどうしていくかという具体的な目標を立ててやっていくということは大事なことですし、国が作った法律に対して府中市の中でどうやっていくのかということも大事な視点ではないかと思しますので、そういったことも次の計画の中でイメージしていくとどうかと思ったということが1点です。もう1点は医療的ケアが必要な方のことが話題になって、これも重要な緊急な課題だと思いますが、行動障害のある人の課題というのが大きいということも感じていて、例えば神奈川県の中井やまゆり園という県立の施設で行動障害がある人が入所されているのですが、そこで大勢の入所者が虐待を受けていたということが報道されましたし、東京都内でも青梅の施設で職員が殴った後に階段から落ちて利用者が亡くなってしまったという悲惨な事件もありました。栃木県の施設では東京都の利用者が入所しているところで重傷を負わせるような虐待にあっているということもあります。被害に遭っている方は基本的に行動障害がある方ですので、そういった人達がなぜ遠くの施設に行くのかということと事業所で受け入れしてもらえないという現実が背景にあって、医療的ケアの人数というのは府中市の方も把握しているということですが、行動障害については障害支援区分の認定調査の中で行動関連項目という項目がありまして、その合計点数で10点以上の方は重度障害者支援加算という行動障害がある人の加算の対象になっていて、そこが行動障害のある人という括りに制度的にはなっていて、10点から最高点が23点だと思うのですが行動関連項目の点数が高い人ほど行動障害が激しく、事業所で受け入れがされず、結局はご家族が苦勞して看られているとかそれでも受け入れてくれる遠くの施設に入所させて、ただそこでは行動障害の方が大勢集まってきてしまうので、どうしても虐待が起きやすいという現実が待っています。なので、府中市の中で行動障害のある人の実態を把握した上で、府中市の中で受け止めていける仕組みというものを作っていくと、結局は受け入れてくれる遠くの施設へお願いをして、府中市は行動障害のある大変な人はとりあえずそこへお願いして、そうでない人だけ受け入れましょうというような、そういう構造を生み出していることに加担している状況になっているのではないかと思いますので、そこについても次期の計画では重点的な項目として取り上げて、ちゃんと府中市の中でどうしていくかということを考えるということを実際に検討してみてもどうかというふうに感じているところです。これについては今日結論を出すということではないので、次期の計

画に向けての1つの案として投げかけをさせていただきました。以上です。その他、皆様から意見がありましたら委員、どうぞ。

#### 委員

私は本当に一般市民として感じたことですが、障害者計画は本当にきめ細かくいろいろな方達が頑張ってると思います。防災の避難所などについてもすごく万が一の時にどうしようということを考えていることはすごくわかるのですが、この中の人達はすごく障害者の不便や関わる人達はわかっているけれども一般の市民の人達にもう少し日頃から理解を求めていると、特に避難所とかでは特別扱いをされているというような目で見られるのはとても残念なことだと思うので、日頃からの一般市民への障害者への理解に対する啓蒙活動みたいなものがあれば良いのではないかと感想ですが、思いました。

#### 会長

すごく大事なポイントだと思います。委員は何かアイデアはありますか。

#### 委員

おそらく私が思うには障害者は普通の人達は助けてあげないと何も出来ない人だと思っているような気がします。しかし本当はそういうことではなく、合理的配慮があれば普通の人達と同じスタートラインに立って社会の中で普通に生きていけるということをもっと一般社会の中で障害者をなぜか上から目線から見下ろしがちな人にそうではないと。障害者計画というのは上から与えてあげるものではなく、皆が同じスタートラインに立つために必要な施策であるということをもう少しわかってもらえると全体的に変わるのではないかと常に感じています。

#### 会長

意識啓発ということではいくつかイベントは計画にも盛り込まれているようですが、更にどういうことがあったら良いかというのを今後皆さんと一緒に考えていけたらと思います。他にいかがでしょうか。今日はまだ結構時間があるのでなかなかめったにない機会ですのでお1人ずついかがでしょうか。委員何かご発言があればいかがですか。なければスルーでも結構ですので。いかがですか。

#### 委員

今日は防災のことで一歩進んだ気がして自己満足なのですが、非常に今日出て良かったと思います。今後防災訓練に参加していくということが大事な点ではあるの



ですが、なかなか一般の方みたいに危険を感じているいろいろ考えるということまで行かないマイノリティな少数の人達の集まりですからなかなか浸透しきれない部分がありますが、今後そういう障害のサービス事業者もやっているということなので、実際そこにどんどん家族会としてもアプローチを進めていくべきだと思いましたが、あなた達はここでこうやってくださいと市とか行政から言われて、はい。というのではなくて、実際にこちらからいろいろと地域の持ち上げを行って市の方に認めてもらえるような提案を今後させていただくために会に戻って家族会でもう一度意見を聞いていきますので、また今後こちらの協議会でもお話しさせていただきたいと思いました。以上です。

会長

やはり最近自宅から出てくるのが難しい人は自宅避難という考え方も出てきているみたいなので、柔軟に対策が考えられたらなと思いました。委員、どうぞ。

委員

先ほどもお話がたくさん出ていたのですが、個別避難計画というのは医療的ケアでない方もですが、実際に例えば地震があつたぶんすぐは避難出来ないと思うのですが、実際にそこで住めないというふうになった時にどうしても避難所に行かなくてはいけなくなった時にどうしても1人では荷物もたくさんありますし、たとえ家族がいても主人と2人ですが、それでもやはり難しい状態なので実際今もすぐにでも個別避難計画作成していただきたいという方がたくさんいらっしゃるのですが、情報に関しては個人情報の観点から取り扱いが難しいというのはもちろんわかっていますが、希望者からでも少しずつそういった個別避難計画を作成してもらいたいという方がいらっしゃるということを踏まえてなんとか出来る方向で進めていただきたいと思えます。

会長

個人情報の壁というのがこういう時によく言われますけれども、避難の支援を受ける側が個人情報を共有しても良いと言ってくればそれは共有出来るということになりますので、是非そういった点も意識啓発を進めていただければと思えます。では委員。

委員

2点ほどお伺いしたいと思います。まず1点はこういった障害のある人のことを考えていく場にもう少し当事者が参画をしているということがこれは権利条約でも

言われていることですし、立案だけではなくて過程においても当事者がどれくらい関われるかというのが今後ますます大事になるのだろうなと思います。出来たらそれが障害福祉のことだけではなく、市民にとってという時に必ず障害のある人もその中に入って考える側にいるということが作っていければということとこの計画に関わっては今年度、来年度で振り返りをしていくというふうなことになっていくと思うのですけれどもまだ少し不慣れな点もありまして、これがどう市民や特に障害のある市民に成果を生んだのかというのを振り返るイメージを持ちきれていないところがありまして、そういう意味では計画に対して最終的にどうであったか、次はどうしていくかというステップのところでは振り返る視点というか、基準みたいなものがこれまでの中でつけられているのであれば一旦共有していただくと単年度単年度そうですが、最終的にどういうふうにも評価していくべきなのかというイメージを持って会議に参加出来るのではないかと思います。以上です。

会長

すごく重要なポイントだと思うのですが、今のところやったか、やらなかったかということと数ですよね。その2つで評価をするというような指標でやってどういう効果があったかというところの評価というのは出来ないでいるというのが現実だと思います。そこは客観的でなくても会議の中で少し意見交換をしながら確認をしていくという方策が考えられればと思いました。委員、いかがでしょうか。

委員

特にございません。

会長

わかりました。委員はいかがでしょうか。

委員

先ほどの委員のご指摘は非常に重いものだというふうに思って聞いておりました。こういう計画を立てていくことは、私は非常に重要なことだというふうに思っていますが、最終的には障害のあるなしに関わらず個人の尊厳が守られるそういう社会を作ることが重要ではないかというふうに思っています。お互いにお互いを尊重する或いは社会も個人も尊重する尊厳を守る。私は学校の間人なのでその意味で教育というのは非常に重い役割を担っているというふうに思っています。共生社会の実現を目指して、府中市内であれば交流及び共同学習ということで、障害のあるお子さんと障害のないお子さんが一緒に学ぶ機会を設けていく。そういった中で

障害のあるお子さんも或いは障害がないお子さんもお互いのことを早い段階から理解していく。そういう積み重ねが最終的には共生社会の実現或いは、どんな状態であろうともそれぞれの個人の尊厳を守るそういう社会に繋がっていくのではないかとこのように考えています。そうなる今後の方向性ということではインクルーシブ教育システムの実現ということになるのだらうと思いますが、そういった教育のシステムについても今後検討する必要性は出てくるのだらうというように考えています。以上です。

会長

今回の国連の審査でも日本の学校教育にかなり厳しい意見が寄せられていた分野でしたので、今後文部科学省の中で検討が進むと思いますけれども委員がおっしゃるような方向で進むのではないかと私も期待しています。委員いかがでしょうか。

委員

私は今年度からで毎回わからないながら勉強させていただいております。先ほど普及啓発のところでは私の法人もそうですし、現在精神の障害の方を対象とした地域生活支援センターで働いております。府中市からの委託事業というか普及啓発の方で精神の病気、障害がある方の取り組みといたしまして府中精神保健福祉協議会という活動を行っております。月に1回会議を行っております、いろいろなやり方があると思いますがここ数年は一般市民の方にご覧いただけるようなメンタルヘルズ講座という講演会、コロナ禍で昨年度はZ o o mでの講演会と質疑応答部分をカットした動画をY o u T u b eに載せるという活動を行っております。どのような方がいらっしゃるかどんな対応すれば良いかというようなところの普及啓発が出来ていけば良いと思いますが、現状としては講演していただくのは精神科医の方に皆さんが興味のあるような高年齢の病気や子育てに伴うような病気、鬱気持ちが落ち込むような状態とかというまずはたくさんの方にご覧になっていただけるような興味があるところの講演をする段階で留まっている状況でご報告させていただきます。以上です。

会長

いろいろなチャンネルを通じて取り組みを広げていくというのが重要だと思いました。委員はいかがですか。

委員

私は地域の中で民生委員という立場で活動しております、自治会もやっていま

して社会福祉協議会のお話はわがまちの会みたいな地域づくりをしていきたいと思いますというところで関わっております、やはり地域の中では子供の引きこもりや不登校、発達障害などたくさんいろいろな問題がありますし、大人の方でも障害の方は結構いらっしゃるわけですね。それでもそういう方達と地域の中で暮らしている障害の方達と地域の普通の人となかなか交わらないので、やはり違った目で見えてしまうというところが多く、そういうところをどうやったらみんなで交流し合っていけるのだろうかというところを考えるのですが、おっしゃったように個人の尊重というところを大事にしないではいけませんし、それよりもっと知り合える、触れ合えるという機会を障害者のスポーツ大会とかいろんな行事がありますが、そこは障害者の方達が集まっているところにもっと普通の人達と一緒にスポーツ大会をやってみるとか、そんな形でもう少し普通の人と障害のある方達が触れ合える機会を作っているだけでいいのではないかと思います。あとは障害者の皆さんが自分から閉じこもってしまわないで出てきていただくということも必要ですし、そのための地域で皆さんと一緒にやりますということをPRしていくことも必要なのでそういうことも何か自治会や地域の中でも出来たらと思います。本当に災害が起こった時にお元気な障害のある方でも、作業所などに通っている方でも大きな力になっていただかなくてはならないこともあると思います。そういった人達の力も借りながら地域の中は高齢者社会なのでお互いに助け合って、私も高齢者でそのうち動けなくなるかもしれないですし、そういう時にいろんな人達で助け合って行ける地域になると良いと思っていますので、障害福祉計画の協議会でいろいろな団体の方の貴重なご意見を伺えてとても勉強になっていますけれど、災害のことを考えても今日はいろいろな皆さんのお話を伺えて安心したこともありますし、こういう機会を増やして本当に当事者もこういう機会に入っていたかきながら交流しながら進めていけたら良いのではないかと思います。以上です。

#### 会長

地域福祉計画とどうやって乗り合いしていけるかというのも1つの課題ではないかとお話を伺いながら思ったのと、先ほど委員も当事者委員が少ないのではないかというご指摘がありましたよね。現在当事者の方で委員になっている方は岡本委員以外にどなたかいらっしゃいましたでしょうか。お1人ということなのですね。家族会は当事者性が高いと思いますが、当事者と家族というのは少し利害が対立してしまうこともあるので、今後は当事者の委員の方を比率として増やしていくというのも1つ課題なのかもしれません。ジェンダーバランスは非常に保たれていると思いますけれども、委員いかがでしょうか。

委員

先ほど発言させていただきましたので一言だけ。私達の世代というのはやはりフィルターがかかった教育を受けてきたので障害者に対してしなければならないというところからアプローチしてしまうのですが、先ほど教育の関係で言われたようにこれからの子供達はしなければならないではなくて、それが普通なのだという教育を目指していくと変わっていくのではないかと思いました。

会長

委員いかがでしょうか。

委員

せっくなので2点ほど質問させてください。1点目は東京都で確か2018年から障害者支援施設等支援力育成派遣事業というものを開始していると思うのですが、この関係で知的障害者の施設への専門職等の派遣を府中市ではされているかどうかということについて伺いたいと思います。なぜ聞いているのかというと知的障害ではありませんが、府中市の押立の社会福祉法人でも問題が出ていますが、そういう観点も含めて要は支援力の育成です。この辺についての派遣事業が必要ではないかという観点で聞いています。2点目でこれは新聞の記事で申し訳ないのですが、確か江戸川区で引きこもり当事者の就業訓練の場ということで駄菓子屋を設立したという記事があったと思うのですが、府中市としてこのように障害者だけではありませんが、引きこもりの関係の就業の場の訓練といった取り組みをされているのかどうかを教えていただきたいと思います。

会長

では2点ご質問ということですが、事務局でご回答があればお願いいたします。東京都の支援力、何でしたっけ

委員

東京都の障害者支援施設等支援力育成派遣事業です。

会長

そちらの活用実績があるかどうかということですね。

事務局

勉強不足で申し訳ありませんが、まだ活用はしていないのでどういった制度、仕

組みなのかを少し見させていただいて必要であれば活用していきたいと思っております。それぞれにどこの施設もそれぞれ経験を積んだ方達が職員として配属されていると思っておりますが、中には専門外であったりとか、勉強不足だったりする点が多々見受けられるところもありますので、内容を確認させていただきながら活用していけるようなものであれば活用を考えたいと思っております。それから引きこもりの件については、データがないので回答することが出来ないのここは改めて回答していきたいと思っております。

会長

都の事業なのでもしかしたら事業所が直接都に申し込んで利用する事業かもしれないです。委員、何かご存知ですか。どうぞ。

委員

この場では地域生活支援センターの立場で出席させていただいているのですが、併せて就労支援センターみ～なの管理者であるのと社会福祉協議会の職員でもありますので、その辺をミックスした形でお答えさせていただきたいと思っております。まず引きこもりの方に対して就労支援センターみ～なとしての対象には引きこもりの方が必ずしも障害者であるということではないので、この事業に対して何かフォローするという事は出来ない状況といえますか、対象者としてはなっていないというような現状がございます。一方で社会福祉協議会の立場で申し上げますと林委員が先ほどわがまちということで社会福祉協議会の地域福祉活動の方のご協力をいただいているところなのですが、社会福祉協議会が行っておりますわがまち支え合い協議会の中で地域の中の引きこもりの方々に対してその就業の場訓練の場というようなものが地域で出来ないかというものを検討しているというところは実際あります。ただそこがまだ形として出来上がっていないので地域としてそういう方をそういう場に出てきていただいて、出来れば就業・仕事というようなそういったものに繋がっていけないかという計画をしているということをご報告とさせていただければと思っております。

会長

ではよろしいですか、委員からのご質問は。

委員

はい。

会長

では委員いかがでしょうか。

委員

委員からお話があったところのアンサーという感じですが、委員がおっしゃられたようにもちろんインクルーシブ教育が必要だなというふうに思っています。統括所見の中でも特別支援学校の存在自体がどうなのかというふうな厳しいご意見があり、一方で文科省の大臣が批判されるというふうなことがありましたが、権利条約で言っているところ言えばこの理念自体が社会モデル、人権モデルというふうなところがとても大事だというふうなこととか、この前ラスカスという日本担当者の1人が日本で講演された時に聞いた、日本だと重度とか重度訪問介護とか、障害が重いことをサービスの量を増やすという論理になりがちなのですが、これ自体がもう医学モデルじゃないか。それで併せて障害支援区分であるとか、障害者等級であるとかそれも含めて全部医学モデルだというふうなことが問題ではないかというふうに思っています。国際的には重度とは言わず集中的な支援が必要な方というふうな言い方をするので、日本の障害福祉サービスあらゆることだと思いますが、全て社会モデル・人権モデル的に考える必要があるのではないかという指摘があったので、ぜひその辺りを変えていく必要性があるというふうに思っています。この社会モデル・人権モデルというのは何かというと、社会モデルは割と今の中では浸透していると思いますが、障害があることによって参加に妨げがある時にそれを除去していく、社会側に障害があるのだというふうな考え方ですけれども、人権モデルは障害の有無に関係なく社会の一員であるというふうなことで他の者との平等といったところで権利と義務がある。府中市の会議にも機械翻訳の情報しかありませんがデータを送らせていただこうと思うので、各委員にも送っていただいて皆さんぜひ一読してほしいと思います。何人かからありました評価の部分ですけれども、スウェーデンのやり方だとどれだけ社会に貢献出来ているかというようなことを考えていける。ただ数だけの評価ではなくてそのサービスによってどんな社会に貢献出来たかというふうなことが見られる取り組みがスウェーデンにはある。私も勉強中なので学者の方にも聞いてみようと思うのでそういった指標で評価出来る国になっていければというふうに思いました。あとは障害者の方とも開きが多いので小さい頃から一緒に学ぶというふうなことが大事で、同時に検討会の中でも当事者の感覚というのはとても欠かせないし、重要だなというふうに思っております。なかなかどれだけの時間が掛かるかわかりませんが半数以上は当事者・家族というふうな形が望ましいというふうに思っていますし、精神のネットワークがあるというふうなことを言いましたが、そういったことにどれだけ当事者の方が参加しているかという

とおそらく参加されていないのではないかと感じるので、是非いろいろなところで障害当事者も参画出来るようにしていく社会になっていくのがベストかなというふうに思います。

#### 会長

社会にどれだけ貢献したかということの評価指標にするというのはすごく重要なことのように思いますので、是非岡本委員具体的にどういう評価の仕方をしているかわかったらまた情報提供をしていただけると今後の計画の評価というところにも反映出来るのではないかと思いますので、よろしく願います。あと当事者委員の比率も増やしていくというのはこれから進めていくべき道というふうにも感じました。副会長。

#### 副会長

本日結構話題になった個別避難計画についてですけれども、先ほどもお話があったように障害防災ハンドブックというものが出来まして、それはかなり個人の私はこの障害を持っていてこういう支援が必要とか、出かける時にはこういうものが必要とか、かなり細かく書けるものになっています。市でももらえますし、ホームページからダウンロードも出来るようになっていて、何かあった時にそれを持っていくと良いようなものが出来上がっていて、それを皆さんに周知してこういう私達のような相談員と一緒に作っていければ良いのではないかとこのように今日お話を聞いて思いました。あと先ほどの引きこもりのお話ですけれどもこれは私の事業所の話になりますけれども、地域活動支援センターの活動として引きこもりと言っても、外に出られるどこにも社会に繋がっていないような方に月に2回にボランティアで来ていただいて、ボランティアするとありがとうと言われて帰っていけるという気持ち良くお仕事をしてそれが月に2回定期的に来られるようになる。それを何年か続けていって地域に繋がっていったという人が何人かいます。そういう活動しているところがもしかしたら声には出ていないけれどもあるのではないかと考えています。計画のこうやっていって先ほど北條委員がこの計画はどのようになっていくのかという話もありましたけれども、計画を作ったことでこれを頑張っていきましょうという周知が各事業所にされていないのかというところで計画に向かって頑張った結果がこうだったではなくて、なんとなく計画を作って、こんな感じだねというようにやっているので、そういう感覚が生まれないのではないかとこのところもありまして、計画がもう少し皆さんに周知してこれをやっという気持ちになれば良いのではないかと思いました。以上です。



会長

まだ計画の期間は今年度を入れてまだ2年ありますので、実効的に進めていく方策をとっていただけたらと思います。その1つが自立支援協議会は割と使えるのかなと私は思っているところですが。では皆さんからご発言いただきましてありがとうございます。確か前回の計画策定の時も1回こういうようなエアポケットみたいな回があって割とフリートキングのようなことがあり、その回は良かったなというふうに私は思いました。今日はそのような機会が持てて本当に良かったと思います。

### 3. 計画策定に係るアンケート調査について（前回計画策定分）

会長

それから最後アンケートですね。これはご報告ということですのでお願いします。

事務局

では3番のアンケート調査について資料4、資料4-2をご覧ください。こちらは次期計画策定に伴い各事業所団体へのアンケート調査を今後実施予定となります。現段階では国の指針内容が示されていないことから、前回の計画策定時に利用しましたアンケート調査を参考として配布しております。次回の協議会で新たに作成したアンケート調査について内容を確認していただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です

会長

ありがとうございました。今日は今後進めていくアンケートの前回使ったものを見本として見ていただくということで、次回案が出てくるということですので、またご意見をいただけたらと思います。はい。どうぞ、委員。

委員

アンケートでお願いしたいのは、障害者計画等の30ページを見ると、前回のアンケートの回答率が出ていますが、可能であれば団体、事業所については100%回収していただきたいと思います。そうでないと民意が分からないと思います。今後、もちろんどういうアンケートを作るかというのが一番重要なのですが、次にアンケートを作った後にいかに回収率を高めるかが重要です。今までも回収のための努力はされていますが、さらに努力していただきたいと思います。例えばご存知かどうか分かりませんが、日本銀行が実施している短観というものがあります。これ

は年に4回調査があって約1万社に対して強制ではなく任意で回答率が約99.6%です。それだけ回収に努力をされているから国民に信頼されているのだと思います。本アンケートについても回収率を高める方策を事務局で検討していただきたいと思います。

会長

アンケートの回収率が高い方が当然いろいろな状況を反映出来るのでそういった努力が必要だなと思います。委員、どうぞ。

委員

アンケートについていくつか意見が言いたかったのですが、今の話でいうとなかなか回収率を上げるというのは職員の方の努力というところもあると思うので、なかなか100%というのは目指したいところではあります。なかなかそこまでは難しい。オンライン回答が出来るとか、期限までに何回か集計方法を工夫が出来れば良いのではないかと意見を聞いて思いました。私が意見を言いたかったのが権利条約の31条の統計とデータ収集の中でいうと、女性障害者の部分に関連してなのですが、あらゆる調査の中で男女比とかそういうふうなことはとても重要だというような指摘があるので、ぜひその辺りを採用していただきたいなというふうなことがあります。それからこれもなかなか過去の調査の企画とかもあると思うのですが、コロナ影響みたいなことはどこかで聞いていただけると良いと思いました。以上です。

会長

男性と女性と分けて統計を取るというようなことなのでしょう。回答者の比率だけだと意味がないですね。女性障害者は障害があって更に女性として二重に差別されているということが、この間の権利委員会の中でもかなり指摘されてきたのでそういった実態がきちんと把握出来るようにというご趣旨と思ってよろしいでしょうか。

委員

はい、そうです。

会長

わかりました。そこは少し集計する時にそういった違いが出るような集計方法をご検討いただけたらと思います。いかがでしょうか。次の計画に向けて依存症の関

係のことをもう少し入れてはどうかと思います。これは国の障害者基本計画にも依存症のことは全く触れていないのですよね。精神障害の中に包括的に入っているということではあるのですが、依存症のことも少し関心を持ってみてはいかがかなというのも思いました。では大体時間となりましたので、これでもし皆さんから追加がなければと閉じたいと思いますがよろしいでしょうか。では事務局の方にお返ししたいと思います。

#### 4. その他

##### 事務局

では最後に連絡事項になります。次回の第3回の協議会ですが、11月22日(火)午前10時からを予定しておりますのでご都合の程、よろしく願いいたします。事務局からは以上になります。

##### 会長

では皆さん今日はお疲れ様でした。ありがとうございました。また次回よろしく願いいたします。お疲れ様でした。